

第三者評価結果の公表事項(情緒障害児短期治療施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

②評価調査者研修修了番号

SK15163 SK15164 第2014-12号 第2016-03号

③施設の情報

名称：児童心理療育施設 桜学館	種別：情緒障害児短期治療施設
代表者氏名：山口 薫	定員（利用人数）：入所48名 通所10名
所在地：岐阜県関市稲口777番地1	
TEL：0575-24-0050	ホームページ： http://hohoemi.or.jp/sakura/
【施設の概要】	
開設年月日 平成17年6月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 桜友会	
職員数	常勤職員： 28 名 非常勤職員 11 名
専門職員	（専門職の名称） 名
	児童指導員 15 名 看護師 1 名
	心理療法士 6 名 栄養士 1 名
	家庭支援専門職員 1 名 医師 3 名
施設・設備 の概要	（居室数）
	4人部屋 8室 2人部屋 4室 個室 8室
	会議室 遊戯室 観察室 工作室 医務室 静養室 相談室 家族室
	食堂 4室 デイルーム 4室 心理療法室 デイルーム 事務室
	浴室 4室 キッチン 4室 宿直室
	洗面 4 トイレ 4

④理念・基本方針

理念

児童福祉法に基づく情緒障害児短期治療施設として、さまざまな情緒的な課題を持つ児童を短期に入所または通所事業による治療を行う。心理治療、生活治療、教育、医療、関係機関とのチームワークによる、いわゆる総合環境療法によって支援・援助を行うものである。支援・援助にあたって子どもひとり一人の「基本的人権」「子どもの権利」を尊重し、また大切に扱うものである。

基本方針

- ①子どもの権利擁護及び人権侵害防止を再確認する。基本理念・倫理綱領を遵守する。
- ②職員の資質向上と技術の継承を共有する。
- ③施設の安定的運営のため、児童数の回復を目指す。
- ④総合環境療法を強化し子どもの成長を検証する。
- ⑤健全な職員集団を形成する。

⑤施設の特徴的な取組

- ・当施設の種別は児童福祉法上の情緒障害児短期治療施設であるが、名称を「児童心理療育施設」と表している。単に生活する施設ではなく、心理治療も受けられる施設であり、敷地内には、学校（地域の学校の分校）があり、心理、生活、教育の総合的な観点から、医師、セラピスト、指導員たちがその専門性を発揮し、教員との連携のもとで、子どもに向き合い、治療・支援を行っている。
- ・立地や周囲の自然や敷地内の複合的施設など環境に恵まれ、セラピストが充実しており、多職種スタッフによる関わりがある等、総合環境療法にふさわしい人的・物的環境がある。
- ・施設独自で「こどもの権利ノート」が作成され、ユニットごとの自治が保障されており、「子どもミーティング」活動等を通して子どもの主体性を尊重しながら、生活課題についてともに考え、解決能力の向上に向けて取り組んでいる。
- ・子ども家庭支援センターが昨年12月に附置されたので、今後、当施設と一体的に展開する地域に向けた支援活動に期待できる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年9月5日（契約日）～ 平成29年3月31日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成25年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

<子どもに合わせた生活環境作りに取り組んでいる>

子どもと起居を共にし、子ども目線で関わり、子どもの情緒面の安定した生活と成長を大切に支援している。ユニットごとに雰囲気違っており、職員は子ども個々に合わせて支援するとともに、子どもが安心して集団生活を送れるようにルールや生活環境作りに丁寧に取り組んでいる。

<新施設長のリーダーシップが期待される>

今年度は、期中で新施設長体制となり、組織ガバナンスの構築やニーズに応じたユニット編成の変更等、組織運営改革を行っている。社会福祉法人改革の流れを受けて利用者満足、経営体質の強化、地域ニーズの掘り起こし、今年度設置した子ども家庭支援センターとの協働を通じた地域貢献

といったニーズに合わせた施設経営の考え方や方策が要求される。新たな課題(定員充足や将来の小規模移行に対応する中・長期計画の策定)も抱えながら、チームの一員として現場に身を置き、ケース会議等に積極的に参加すると共に職員に対して助言指導をする等、リーダーシップを発揮している。

新施設長は、情緒障害児短期治療施設での経験も豊富で、以前当施設で働いていたこともあり職員からの信頼も厚い。今後とも、新施設長のもとで、現場職員の運営会議等への参画や議論を通して経営課題のさらなる共通理解の促進に向けた取り組みが期待できる。

◇改善を求められる点

<記録整備とその集約・分析やマニュアル化は現在作成途上であり課題である。>

マニュアル化が困難な内容もあるが、マニュアル化により処遇等の根拠や基準を作ることができると共に、エビデンスに基づいた実践につながっていく。このことが家族等に説明しやすくなり、また職員間での共通理解を深めることができると思われるので、今後、必要なマニュアルを検討、整備していくことが必要である。

記録及びその分析については、現在、業務に追われて時間が取れない部分があると思われる。実際ヒアリングの報告書は記入しているが、集約・分析ができていない状況が出現している。集約・分析することで傾向がわかり、改善につながっていくので、効率的な記録、集約・分析方法の検討に向けた取り組みに期待したい。

<地域との交流の拡充が今後の課題のひとつである。>

障がい特性から、枠組の設定が必要であり、安心できる空間で過ごす環境作りが必要であるが、同時にソーシャルスキルを身につけることも必要である。現在、法人内の高齢者等との関わりは持てているが、さらに地域の人々とのつながりの拡充に向けて取り組まれない。また、地域の心理療育の拠点施設として地域への広報に向けた取り組みにも期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

・特に評価の高い点について

子どもの権利擁護を基本に、より子どものニーズ・特徴に合わせた支援に取り組むと共に、個別的ケアの充実を目指す。学館の特徴であるユニットケアの充実のため、リーダーを中心にミニカンファに取り組み、ユニット内のチームワークを高める。さらにフロア間の協力と共にユニット間の連携・共同も進め、総合環境療法を進めたい。

専門性の担保として職員のアセスメント力の向上とケース会議の充実を進めると共に、委員会方式による職員の自己研修の機会や出張報告による職員研修の機会を増やすと共に、新しい援助技術への取り組みも進める。

地域の子育てニーズへの対応として、「子ども家庭支援センターとも」との協働により、県中濃圏域の市町ニーズに対応する。子ども相談センターとはより連携を図り、支援の必要な子ど

もの入所数を回復したいと考えている。

- ・改善を求められた点について

支援内容や記録、ヒヤリハットなどの分析を進め、対応策やマニュアル化を図り、今後の支援に活用する。将来的には日々の記録のネット化による一元化についても取り組んでいきたいと考えている。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。